

介護労働者の人材確保に関する特別措置法案～抜粋 民主党

第一章 総則

【目的】

第一条 この法律は、加齢により心身の機能が低下した場合等に高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護労働者が重要な役割を担っていることにかんがみ、現在他の業種に従事する労働者と比較して低い水準にある介護労働者の賃金の向上に資するよう特別の措置を定めることにより、介護を担う優れた人材を確保し、もって介護サービスの水準の向上を図ることを目的とする。

【定義】

第二条 この法律において「介護労働者」とは、身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者に対して入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービスであって厚生労働省令で定めるものを行う業務に専ら従事する労働者をいう。

2 この法律において「介護事業者」とは、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の指定居宅サービス事業者、同法第四二条の二第一項本文の指定地域密着型サービス事業者、同法第四六条第一項の指定居宅介護支援事業者、同法第八条第二十二項の介護保険施設、同法第五三条第一項本文の指定介護予防サービス事業者、同法第五四条の二第一項本文の指定地域密着型介護予防サービス事業者及び同法第五八条第一項の指定介護予防支援事業者をいう。

第二章 優れた人材による質の高い介護サービスを確保するための保険給付

【保険給付】

第三条 介護保険は、介護保険法第一八条各号に掲げる保険給付のほか、この法律の定めるところにより、優れた人材による質の高い介護サービスを確保するための保険給付を行うものとする。

2 前項に規定する優れた人材による質の高い介護サービスを確保するための保険給付は、介護保険法第四条の介護給付（同条第六号の居宅介護住宅改修費の支給を除く）及び同法第五二条の予防給付（同条第六号の介護予防住宅改修費の支給を除く）と併せて行う第五条第二項の認定を受けた介護事業者（以下「認定介護事業者」という）に対する第九条第一項の規定による加算介護報酬の支給とする。

【認定基準額】

第四条 厚生労働大臣は、事業の種類及び地域ごとに、介護労働者の賃金の当該地域における平均額を勘案し、次条の認定を受けるための基準となる介護労働者の賃金の事業所における平均額（以下「認定基準額」という）を定めるものとする。

【認定】

第五条 介護事業者は、事業所ごとに、都道府県知事（介護保険法第四二条の二第一項本文の指定地域密着型サービス事業者、同法第五四条の二第一項本文の指定地域密着型介護予防サービス事業者及び同法第五八条第一項の指定介護予防支援事業者にあっては、市町村長＝特別区にあっては区長＝以下同じ）に対し、厚生労働省令で定めるところにより算出した介護労働者の賃金の見込額の当該事業所における平均額が認定基準額を下回らない旨の認定を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認定の申請があった場合において、同項に規定する介護労働者の賃金の見込額の当該事業所における平均額が認定基準額を下回らないと認めるときは、その認定をするものとする。

3 認定介護事業者は、前項の認定に係る事業所（以下「認定事業所」という）内の公衆の見やすい場所に、同項の認定を受けた旨の表示をしなければならない。

4 認定介護事業者は、認定事業所につき、介護労働者の賃金の平均額が認定基準額を下回り、又は下回る見込みとなったときは、都道府県知事に、第二項の認定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の認定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六条 （変更の届け出）

第七条 （認定の取消し）

【加算介護報酬に関する基準】

第八条 厚生労働大臣は、介護を担う優れた人材が確保されるようにするため、高齢者等が安心して暮らすことのできる社会の実現に介護労働者が重要な役割を担っていること並びに介護労働者が従事する業務が身体的及び精神的負担の大きいものであることを踏まえるとともに、他の業種に従事する労働者の地域における平均的な賃金水準を勘案し、事業の種類及び地域ごとに、加算介護報酬に関する基準を定めるものとする。

【加算介護報酬の支給】

第九条 市町村又は特別区（以下単に「市町村」という）は、認定介護事業者に対し、支給する。

2 加算介護報酬の額は、前条の基準により算定した額とする。

3 市町村は、認定介護事業者から加算介護報酬の請求があったときは、前条の基準に照らして審査した上、支払うものとする。

4 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第一九二号）第四五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という）に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた連合会は、当該委託をした市町村の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事務の一部を、営利を目的としない法人であって厚生労働省令で定める要件に該当するものに委託することができる。

6 前各項に規定するもののほか、加算介護報酬の支給及び請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

【報告等】

第一〇条 認定介護事業者は、毎事業年度終了後、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業年度に介護労働者に対して支払った賃金の認定事業所における平均額を算出し、都道府県知事に報告しなければならない。

【勧告】

第一二条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより算出した介護労働者に対して支払われた賃金の認定事業所における平均額が認定基準額を下回っていると認める場合には、当該認定介護事業者に対してその理由を説明するよう求め、正当な理由がないと認めるときは、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

【費用の負担】

第一三条 国は、市町村に対し、加算介護報酬の支給に要する費用を負担する。

第一四条 (介護保険法の準用)

第三章 介護労働者の労働条件の改善

第一五条 介護事業者は、介護を担う優れた人材を確保することにより質の高い介護サービスを提供することができるよう、介護労働者の賃金の引き上げ、労働時間の短縮その他の労働条件の改善に努めなければならない。

第四章 雑則

第一六条 (不正利得の徴収等)

第一七条 (先取特権の順位)

第一八条 (時効)

第一九条 (審査請求)

第二〇条 (権限の委任)

第二一条 (実施規定)

附 則

【施行期日】

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

【この法律の廃止】

第二条 この法律は、介護保険制度について見直しが行われ、介護を担う優れた人材の確保に支障がなくなったときは、廃止するものとする。

第三条 (施行前の準備)

【適用区分】

第四条 第九条第一項の規定は、施行日以後に行われた福祉サービス又は保健医療サービスについて適用する。